

「The・おおいた」ブランドロゴマークの使用に関するQ&A

Q1 「The・おおいた」ブランドロゴマーク（以下、ロゴマーク）は誰でも使えるのか？

- A 県が推進する「The・おおいた」ブランドづくりの趣旨に賛同し、マーケット起点の商品づくりと産地づくりに向けた活動を積極的に推進する者であれば使用することができる。

Q2 農林水産物等へ使用する場合、どのような使い方ができるか？

- A 農林水産物及び加工品等商品の包装資材（箱、パック、ネット、フィルム等）やパッケージ、その農林水産物の告知や販売・広告活動（ポスター、ちらし、POP等）に使用できる。

Q3 ロゴマークを農林水産物に使用する場合、県産品であればどんな品目でもよいか？

- A 以下のものに使用できる。
- ア. 短期集中県域支援品目・産地拡大推進品目（系統共販に限る）
 - イ. 認証基準に基づき第三者機関により認証されているもの
 - ウ. 県育成オリジナル品種および経済産業省による地域団体商標登録品目
 - エ. その他知事が必要と認める品目

Q4 短期集中県域支援品目等であれば、個人で生産、販売しているものにも使用できるか？

- A 以下のものに使用できる。
- ア. 認証基準に基づき第三者機関により認証されているもの。
 - イ. その他知事が必要と認める場合

Q5 短期集中県域支援品目等を仲卸や小売店でリパックする場合、ロゴマークは使用できるか？

- A 仕入れ過程、製造過程が明確である場合は使用可

Q6 第三者認証とはどのようなものか？

- A 有機JASやJ-GAP、安心いちばんおおいた産農産物認証、地域団体商標登録品目等

Q7 第三者認証があればロゴマークを単独で使うことができるか？

- A できない。その第三者認証マークと併記して使用しなければならない。

Q8 ロゴマークはどのような加工品に使えるのか？

- A 以下の4項目全てに該当したものに使用できる。
- ①Q3、Q4のAにある県産品を主原料にしていること
 - ②原則として県内で製造・加工されていること
 - ③原料仕入れ過程が明確で、製造過程の品質管理体制が確保されていること
- ※ 原料仕入れが証明できる書類を添付すること（納品書、請求書等のコピー）**
- ④商品に対する問い合わせやクレーム等の窓口が設置されていること
- ※ 商品に記載する食品表示内容を添付すること（食品表示シール等のコピー）**

Q9 加工品へ使用する場合、どのような使い方ができるか？

A 加工品の包装資材（箱、パック、ネット、フィルム等）やパッケージ、その加工品の告知や販売・広告活動（ポスター、ちらし、POP等）に使用できる。

Q10 県内の加工施設では加工できず、県外へ委託加工している場合はどうなるか。

A Q3、Q4の農林水産物を原料とし、仕入れ過程、製造過程が明確である場合は使用できる。

Q11 イベントにおいて使用する際の地方公共団体、農林水産業関係の団体等とは？

A 大分県、市町村、全国農業協同組合大分県本部、大分県農業協同組合、大分県椎茸農業協同組合、大分県森林組合連合会、大分県漁業協同組合および県域生産・県域流通に取り組む県域部会（協議会）及び大分県物産協会、ツーリズムおおいたなど大分をPRする団体。各事業部、各地域の部会単位で地域商品のPRは認めない。

Q12 地方公共団体、農林水産業関係が主催、共催又は後援するイベント等とは？

A 期間限定で行う県内外の量販店および飲食店における大分フェアや、県域で実施する農林水産祭等。

Q13 新聞、書籍、雑誌等への掲載には使用できるのか？

A Q3の品目の純粋な紹介や記事としての掲載は使用できる。

Q14 使用許可期間は自動更新となるのか？

A 農林水産物及び加工品については期間を定めない。

Q15 改正前の規則により、使用許可を取っている場合の取扱いは？

A 過去の使用許可分についても改正後の規則を適用するため、新たな申請は必要ない。

Q16 改正前の規則により使用許可を取っており再申請した場合、ロゴマークはこれまでどおり使用できるのか？

A 改正後の使用基準を満たせば使用できる。

Q17 表2 加工品の要件1の2)に原則としてとあるが、その基準はあるか？

A 県外の加工・製造でもフードアクションニッポンやフードコミュニケーションプロジェクトなどに参画している会員であればその対象とする。



Q18 大分県や「The・おおいた」ブランド流通対策本部が「The・おおいたブランド」を推進する目的でロゴを使用する際も申請は必要か？

A 大分県、「The・おおいた」ブランド流通対策本部が使用する場合には、申請の必要はない。